

○名古屋市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月25日

条例第83号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）の定めるところによる。

(障害の特性に関する研修)

第3条 地域活動支援センターは、職員に対し、利用者の障害の特性に関する理解を深めるために必要な研修を実施しなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第4条 地域活動支援センターは、非常災害に備え、利用者及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第5号）抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。